

千葉県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画一の別に定める 「くろまぐろ」について

(第6管理期間(令和2年4月から令和3年3月まで))

一 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろはひき縄漁業、はえなわ漁業及び定置漁業等により、主に秋から春にかけて漁獲されるなど、本県漁業者にとって重要な資源となっている。
- 2 一方で、その資源状況は、これまでの最低水準付近になっていることから、より一層の適切な管理が必要となっている。
- 3 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち、本県の知事管理量について漁業の実態に応じた適切な管理措置を講ずるものとする。
- 4 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講ずるものとする。
- 5 なお、本県の知事管理量を適切に管理していくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的数据又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、千葉県水産総合研究センターにおいて、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図るものとする。
- 6 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

二 くろまぐろの漁獲可能量について千葉県の知事管理量に関する事項

くろまぐろの漁獲可能量について、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(以下「法」という。)

第3条第2項第6号により農林水産大臣によって定められた本県の知事管理量は次の表のとおりである。

| | | |
|---------------------------------------|----------|-----------------|
| くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。) | 103.6 トン | うち 0.4 トンを留保する。 |
| くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。) | 81.7 トン | うち 1.0 トンを留保する。 |

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれがあると著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、この表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、本県の知事管理量とする。

三 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

1 採捕の種類別の割当量は次のとおりとする。

| 採捕の種類 | 小型魚 | 大型魚 |
|--------------|---------|---------|
| 本県の漁船漁業等の割当量 | 80.4 トン | 74.3 トン |
| 本県の定置漁業の割当量 | 22.8 トン | 6.4 トン |

2 漁船漁業等の海域別の割当量は次のとおりとする。

| 海 域 | 小型魚 | 大型魚 |
|-------------------------------|---------|---------|
| 銚子・九十九里地区の地先水面 (銚子市～大網白里市) | 21.6 トン | |
| 夷隅地区の地先水面 (白子町～勝浦市) | 39.1 トン | 74.3 トン |
| 安房地区の地先水面 (鴨川市～富津市) | 19.7 トン | |
| 合 計 | 80.4 トン | 74.3 トン |

なお、定置漁業は県内を1つの海域として管理するものとする。

3 期間別の割当量は次のとおりとする。

(1) 採捕の種類別及び期間別の割当量は次のとおりとする。

| 採捕の種類及び期間 | 小型魚 | 大型魚 |
|--------------|---------|---------|
| 漁船漁業等の割当量 | 80.4 トン | 74.3 トン |
| うち | | |
| 令和2年4月から6月まで | 0.1 トン | 0.4 トン |
| 7月から9月まで | 0.1 トン | 0.9 トン |
| 10月から12月まで | 22.9 トン | 9.4 トン |
| 令和3年1月から3月まで | 57.3 トン | 63.6 トン |
| 定置漁業の割当量 | 22.8 トン | 6.4 トン |
| うち | | |
| 令和2年4月から6月まで | 2.9 トン | 0.1 トン |
| 7月から9月まで | 0.2 トン | 0.1 トン |
| 10月から12月まで | 3.2 トン | 0.5 トン |
| 令和3年1月から3月まで | 16.5 トン | 5.7 トン |

(2) 漁船漁業等の海域別及び期間別の割当量は次のとおりとする。

| 採捕の種類、海域及び期間 | 小型魚 |
|--------------------------|--------|
| 銚子・九十九里地区の地先水面の漁船漁業等の割当量 | 21.6トン |
| うち | |
| 令和2年4月から6月まで | 0.0トン |
| 7月から9月まで | 0.0トン |
| 10月から12月まで | 10.5トン |
| 令和3年1月から3月まで | 11.1トン |
| 夷隅地区の地先水面の漁船漁業等の割当量 | 39.1トン |
| うち | |
| 令和2年4月から6月まで | 0.0トン |
| 7月から9月まで | 0.1トン |
| 10月から12月まで | 11.2トン |
| 令和3年1月から3月まで | 27.8トン |
| 安房地区の地先水面の漁船漁業等の割当量 | 19.7トン |
| うち | |
| 令和2年4月から6月まで | 0.1トン |
| 7月から9月まで | 0.0トン |
| 10月から12月まで | 1.2トン |
| 令和3年1月から3月まで | 18.4トン |

4 本県の採捕の数量が採捕の種類別、海域別又は期間別の数量を超えるおそれがあると認める場合は、定めた採捕の種類ごと、海域ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定による目的採捕の停止命令を発出する。

5 本県は、期間別の割当量のうち期間内に消化されなかった数量は、本県の留保とし、当該留保は、原則として、獲り残した採捕の種類別及び海域別の翌期の割当量に配分する。

当初の留保のうち、小型魚の4.9トン、大型魚の1.3トンは、原則として、毎年1月以降の採捕の種類別及び海域別の割当量の9割を超えるおそれがあると認める時点で、採捕の種類別及び海域別の割当量の当初の配分比率に応じて配分する。

なお、留保を配分するときは、公表の上、1から3までの表の割当量を変更するとともに、変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。

6 割当量の融通による1から3までの表の改定について

(1) 小型魚については、1及び2の表の割当量の融通について、関係者間で協議が調った場合は、本県はその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合、1から3までの表の割当量は、当該融通を反映した量とする。

(2) 割当量の融通のルールは、1から3までの表の割当量の遵守を原則とし、割当量の融通を行う際のルールや手続きについて、策定するものとする。

7 法第3条により農林水産大臣が定める海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更等により、本県の知事管理量に変更があった場合は、原則として、採捕の種類別及び海域別の割当量の当初の配分比率に応じて当該期間別の割当量に配分することとし、変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。

四 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 報告体制について

(1) 各漁業協同組合は原則として週に1度本県にファクシミリ等によりくろまぐろの水揚げ報告を行うものとする。

なお、本県の二又は三の数量の7割を超えるおそれがあると認める時点からは、原則としてくろまぐろの水揚げがあった日ごとに本県にファクシミリ等により報告を行うものとする。

(2) 各漁業協同組合及び漁業者は、急激な採捕数量の積み上がりに備え、次の表のとおり採捕の種類別に、漁業協同組合ごとに取組基準の採捕があった場合は、本県に一報の上、緊急の管理措置に取り組むものとする。

| 採捕の種類 | 取組基準 | | 緊急の管理措置 |
|-------|------------------------|------------------------|---|
| | 小型魚 | 大型魚 | |
| 漁船漁業等 | 1日当たり 0.3トンを超える量の採捕 | 1日当たり 0.5トンを超える量の採捕 | 当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨を緊急連絡するとともに、次の取組を実施するよう指導する。 本県の三の数量の残枠が判明するまでの間は、当面、小型魚又は大型魚の目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流を実施する。 |
| 定置漁業 | 1日当たり 0.1トンを超える量の採捕 | 1日当たり 0.3トンを超える量の採捕 | 当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨を緊急連絡するとともに、次の取組を実施するよう指導する。 本県の三の数量の残枠が判明するまでの間は、当面、小型魚又は大型魚の生存個体の放流等を実施する。 |

(3) 報告体制については、本県と各漁業協同組合間、各漁業協同組合と各漁業者間において、それぞれ整備するものとする。

(4) 採捕の数量が二の数量の7割を超えた場合に、1日あたり2.5トンを超える採捕の数量報告があつたときは、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

2 採捕の数量の公表等について

- (1) 本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の二又は三の数量の7割を超える、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
- (2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超える、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県の(1)の公表とする。

3 早期是正措置について

本県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする以下の早期是正措置を本県の漁業者等に対し講ずるものとする。

(1) 漁船漁業等

- ア 漁船漁業等の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき。
本県は、本県の漁業者等に対し、次の措置の実施を助言する。
- (ア) 操業時間の短縮又は操業回数（日数）の抑制の実施に努める。
- (イ) 1.5キログラム未満で生きている個体は放流する。
- (ウ) 各漁業協同組合は所属組合員の当該措置の履行状況を確認する。
- イ 漁船漁業等の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき。
本県は、本県の漁業者等に対し、次の措置の実施を指導する。
- (ア) くろまぐろを獲ることを目的とした操業自粛の実施に努める。
- (イ) 操業時間の短縮又は操業回数（日数）の抑制を実施する。
- (ウ) 生存個体は放流する。
- (エ) 各漁業協同組合は所属組合員の当該措置の履行状況を本県に報告する。
- ウ 漁船漁業等の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき。
本県は、本県の漁業者等に対し、次の措置の実施を勧告する。
- (ア) くろまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。
- (イ) 混獲された生存個体は放流する。
- (ウ) 各漁業協同組合は所属組合員の当該措置の履行状況を本県に報告する。

(2) 定置漁業

- ア 定置漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき。
本県は、本県の漁業者等に対し、次の措置の実施を助言する。
- (ア) 網起こし回数の抑制の実施に努める。ただし、魚探や網起こしの過程で、くろまぐろが入網していないことを確認できた場合はこの限りでない。
- (イ) 1.5キログラム未満で生きている個体は放流する。
- (ウ) 各漁業協同組合は所属組合員の当該措置の履行状況を確認する。

イ 定置漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき。

本県は、本県の漁業者等に対し、次の措置の実施を指導する。

(ア) 網起こし回数を1日1回に抑制する。ただし、魚探や網起こしの過程で、くろまぐろが入網していないことを確認できた場合はこの限りでない。

(イ) 生存個体は放流する。

(ウ) 各漁業協同組合は所属組合員の当該措置の履行状況を本県に報告する。

ウ 定置漁業の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき。

本県は、本県の漁業者等に対し、次の措置の実施を勧告する。

(ア) 網起こし回数を1日1回に抑制する。

(イ) 魚探や網起こしの過程で、くろまぐろが大量に入網し、たも網等による放流が困難であると判断される場合には、網の開放により放流するとともに、翌日の操業を休漁する。

(ウ) 生存個体は放流する。

(エ) 各漁業協同組合は所属組合員の当該措置の履行状況を本県に報告する。

4 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

(1) 漁業者間協定の検討について

本県は、法第13条第2項の規定に基づく協定の締結に向け、各漁業協同組合と検討準備を進める。

(2) 遊漁の管理について

ア 本県は本県の漁業者に対し管理の取組を指導した場合は、本県の遊漁者等に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

イ 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

五 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕の停止命令について

(1) 本県の採捕の数量が原則として二の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定による目的採捕の停止命令を発出する。

(2) 本県の採捕の数量が原則として三の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定による目的採捕の停止命令を発出する。

なお、本県の採捕の数量の積み上がり状況によっては、知事管理量を超えないようするために最初に超えるおそれが著しく大きいと認める数量（採捕の種類別、海域別又は期間別の数量）について、原則として当該数量の9割5分を超える時点で、目的採捕の停止命令を発出する。

- (3) 我が国全体の小型魚又は大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第 10 条第 2 項の規定に基づく目的採捕の停止命令を発出する。
- (4) 遊漁者等による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の目的採捕の停止命令（法第 10 条関係）が出された場合は、本県の水面での遊漁者等も命令対象とする。